

現場での普及進む「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」

指導者養成講習も好評

厚生労働省が昨年4月に公表した「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」。公表から8カ月あまりが経過し、ガイドラインは現場の福祉用具専門相談員からどのように評価されているのだろうか。ガイドラインの普及や目前に迫る15年度改定について、全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）の岩元文雄理事長に聞いた。



「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」の福祉用具専門相談員の活用は進んでいるか。

岩元 ガイドラインの浸透を定量的に測るのは難しいが、公表から8カ月ほどが経過し、現場での認識の高まりを実感して

いる。

例を挙げると、まず当協会が実施する「福祉用具サービス計画作成セミナー」が非常に好評だ。福祉用具サービス計画の作成についての地域の指導者を養成するための研修だが、これはガイドラインに沿った学習内容となっている。定員を上回る受講希望があり、我々の想像以上にガイドラインの認識が高まっていると感

じた。また協会が主催する講演や勉強会に対しても、最近ではガイドラインをテーマに扱ってほしいとの要望が増えている。2012年度より福祉用具事業所に、福祉用具サービス計画の作成が義務付けられた。しかし、計画作成を担う福祉用具専門相談員のなかには、「これでいいのだろうか」と自分が立てた計画に不安を覚える者も少なくなかった。サービス計画書の意義や作成にあたっての考え方、留意点を明記したガイドラインは、そうした専門相談員の不安を解消するまさしく指針として活用されている。

また計画書の書き方だけでなく、福祉用具専門相談員の業務プロセスの標準形もガイドラインには記されている。福祉用具専門相談員に求められる専門性を明らかにしている点も現場での高評価に繋がっているように思う。

専門相談員の「研修ポイント制」で見える化

15年度の次期介護報酬改定で福祉用具専門相談員に自己研修の努力義務規定が設けられる見通しです。

岩元 当協会の最大の役割は、福祉用具専門相談員の資質の向上。自己研修を積み重ねることが法に位置付けられ、福祉用具専門相談員がスキルアップを実践するにあたって、我々の事業や取り組みが一層重要性を増すことだろう。例えば当協会が実施している「研修ポイント制」は、研修の受講実績をポイントに換算し公表する制度だ。なかなか第三者から見えにくい自主的な研修の取組みを、ポイントで定量的に「見える化」できる。ポイント付与の対象となる研修の数は着実に増えており、今後はさらに参加を呼び掛けていきたい。

またスーパーバイザー養成研修の拡充やフォローアップ研修なども視野に入れて、来年度の実施事業を検討する。

複数貸与と減額制

また15年度改定では福祉用具の複数貸与時の減額を認めることが厚生労働省より提案されています。

岩元 確かに介護保険部会が取りまとめた意見書では、「福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部を、より専門的知識や経験を有する者の配置を促進していく」とのことについて「検討の必要性が指摘されていた。ただし次期改定の審議では議論があまり深まらなかった。方向性が定まっていなかった。段階で協会としての考えを示すことは難しいが、今後は検討していきたい。福祉用具プランナーや福祉用具選定士といった資格取得は、個々の福祉用具専門相談員のスキルアップの手段の一つだと思うが、ベースである福祉用具専門相談員としてどう研修を重ねていくか、質を担保する仕組みづくりが重要だろう。

制度的な部分でいえば、福祉用具専門相談員に更新制を導入するといった議論に繋がっている可能性もあるかもしれない。

事業者の視点でみれば、値引き先行で実施され、不当廃棄などを招いてしまうことは、絶対に避けなければならない。減額するにしても明確な根拠を利用者にしっかり示すべきだろうと考える。協会としても制度のメリット、デメリットを検討するが、決して利用者に悪影響を及ぼすことがあってはならない。

13年の介護保険部会では「退院・退所時の福祉用具」が一度論議に挙がりました。リハビリ専門職との連携も、専門相談員に今後求められていることが伺えます。

岩元 身体機能や生活動作の専門職であるリハビリ職と連携を図ることは、福祉用具専門相談員にとって重要な。退院前の病院のリハ職と面会を行ったり、訪問リハに同行したり、色々な連携の方法が考えられる。いずれにせよ情報連携を行ううえで、福祉用具サービス計画書は非常に有効なツールになるはずだ。リハ職に限らず、福祉用具専門相談員と他職種との連携を進めるため、当協会も他団体との連携は積極的に図ってきたい。